

主な論点について

NPO 法人希楽々 理事長
総合型クラブ全国協議会幹事長 渡邊 優子

○地域の体制整備におけるコーディネーターの必要性

「新しいカタチの部活動」を平成24年に構想し、実践してきました。

部活動支援と言えば「指導」だったと思いますが、その時に「運営する」ことの必要性を感じました。

指導も大切ですが、その前に「どう管理運営するか」が大切です。

そのために【運営団体】【コーディネーター】が必要となります。

「どうナビゲートするか」「どうコーディネートするか」を考えることで1歩進むことができます。

つまり「日常的に考えることができる人」「日常的に動くことができる人」を配置することです。

村上市では旧市町単位で運営団体、サブコーディネーターを配置し、それを総括する総括運営団体、総括コーディネーターを配置し、実践しています。

総括コーディネーターとして下記の業務を行っています。

①市全体の総括コーディネート②学校と地域を結ぶ③各地区の会議体でのアドバイス④校長会での全体説明及び各校長への個別説明⑤中学校職員会議での説明⑥地域クラブ活動の実践及び試行検証へのアドバイス⑦指導者の資質向上に向けた研修会の開催⑧市内合同会議、種目別ワークショップの開催⑨市内共通課題に向けた提案、要望の収集⑩市教委への提案、予算

○スポーツ推進委員の関わり方

私は新潟県村上市のスポーツ推進委員を務めています。

しかし、この部活動の地域移行にスポーツ推進委員としても関わりはありません。

スポーツ庁地域スポーツクラブ活動アドバイザーとして各都道府県、各市町村にお邪魔させていただいていますが、残念ながらスポーツ推進委員というワードは出てきません。

今一度、スポーツ推進委員の役割を再考し、委嘱する側も役割を明確化し、スポーツ推進委員自身も自ら動くことが必要ではないでしょうか。今後多様なニーズに対応すべく、多様なスポーツを展開していく訳で、ここにスポーツ推進委員が関わる使命があると思います。

○地域クラブ活動の基準や要件について

地域クラブ活動について、この推進期間で具体的な基準や要件は明確化してきませんでした。

しかし、実践する立場では、何とか思考錯誤し、地域独自での条件も設定してきました。

今更といえそうですが、ここだけはこの部分については基準・要件が必要だと感じます。

指導者資格については、JSPO 公認資格という基準がありますが、これについても独自で大学と連携し、独自の研修会を開催してきましたので、これを公認資格に結ぶカタチで動いています。

また運営団体について多様な団体を想定しなさいと言いつつも、具体的な基準はありません。

村上市の場合は、総合型クラブを運営団体とすることで、他の地域活動との差別化をしています。

運営団体は、公益性があり、ガバナンスがしっかりしている組織であり、常勤の職員が配置していることと定義しています。

総合型クラブは、「登録認証制度」が昨年度から始動し、1087クラブが登録しています。しかし、それは全ての総合型クラブ数ではありません。また今後、認証制度もスタートすることから、この制度のメリット創出が考えると運営団体・実施主体の要件として、この登録認証制度とリンクすることで公益性も担保し、総合型クラブにとってもプラスとなる得ると思います。

○運営団体・実施団体の体制について

前述のとおり、運営団体及び実施主体は必要であり、「個」ではなく「組織」であることです。

運営団体としては下記の役割を担っています。

- ①地域スポーツ活動の総括管理②安心安全な地域スポーツ活動の実践③地域スポーツ活動の持続的な運営
④地域・保護者からの信用⑤指導者の体制整備⑥多様なスポーツの啓発⑦適正な会計管理

この組織が安定的・継続的に運営できるよう、人材の確保や組織体制、財政基盤の整備が必要です。

特に、受益者負担で賄えない運営経費について公的な支援が必要であると思います。

○指導者の質・量の確保について

指導者の質について、当クラブでは大学と連携し、「指導者育成プログラム研修会」を令和2年度より開催しています。そもそも、地域や保護者に信用してもらうために、指導者の資質向上が必要です。しかし、地域の指導者が公認資格を取得することが時間的に経済的にも大変なことから、市オリジナルのライセンス制度を考えました。

コーチングのみならず、教育指導法、スポーツ医学、栄養学など初級からゴール認定まで18科目、幅広い分野を学んでいます。今年度は年8回開催します。地域クラブ活動(融合型部活動)の指導者には受講の義務化を図り、教員でも受講してもらいます。

さらに全カリキュラムを受講すると JSPO 公認資格に結ぶ流れを大学で進めていただいています。

指導者の量の確保について、当クラブでは運営団体＝希楽々、実施主体＝スポーツ少年団指導者で、スポーツ少年団の今後のカタチを合意形成し、小中学生の1チーム化を進めています。つまり、スポーツ少年団と地域クラブ活動の同時開催を実施し、指導者を共有しながら多様なニーズに対応する体制です。来年度、組織統合の想定し、1チーム化することで指導者の量の確保にもつながっています。

○活動場所への移動手段

スクールバスの活用や公共交通との連携がうたわれていますが、当市では「スポーツ振興車」の活用を実践しています。

村上市ではスポーツ振興車を各地区に配置し、リース料を市が負担し、総合型クラブが運営しています。

このスポーツ振興車を活用し、平日放課後の活動や大会参加等に使用しています。

この取組は、「重点地域における政策課題解決」として採択を受け、取り組んでいます。

○障がい者の取組について

令和2年度より、特別支援学校で定期的な活動を行っています。それは障がい者の放課後が課題であることから取組んだ事業です。

これも今年度「重点地域における政策課題解決」として放課後の活動を実施します。今回は「放課後デイサービス」とも連携しますが、保険業務としての問題があり、それを解決し、実施します。

放課後デイサービス、特別支援学校、県障害者スポーツ協会、市障がい者基幹相談支援センター、学校教育課、生涯学習課等で連携し、「楽しい運動教室」「楽しい陸上教室」及びイベントを開催します。

目指すは障がいの有無に関係なくインクルーシブな活動を目指しますが、放課後デイサービス事業所からいきなり健常者の教室への参加はハードルが高いという意見をいただき、障がい者の教室から、イベント的に共生へ進めていく予定です。

○広域連携について

アドバイザー業務で各市町村にお邪魔した時に、運営団体がない、コーディネーターがないという理由でアウトソーシングしてしまうケースや先に進めないケースを見てきました。地域の子どもは地域で創ることだと思います。

そう考えると、今後少子化も進んでいくことから、地区や学校を超えた「広域連携」が必要となります。
広域での運営団体、コーディネーター配置ということになります。
また、特別支援学校のように、県立と市立の連携についても壁があります。
各自治体の方向性も統一されていない中、子ども自由に選択できる環境を作っていかなければならないと思います。

OICT の活用

今後、市内における種目の拠点化や市外との広域的な取組になることから ICT の活用を考えます。
専門指導者の確保が困難であれば、「見守り隊と遠隔指導」という柔軟な発想を持ちます。
保護者が見守り隊として安全管理を行い、リモートによる指導で行う活動など。
見守り隊として、前述の「指導者育成プログラム研修会」を保護者も受講しています。

○今後の改革の進め方について

改革の取組も二極化しています。
既に先行し、進んでいる地域、まだ足踏みをしている地域と様々です。
そんな中で、今後の方針について、先行している地域に対するインセンティブと、そうでない地域に対する配慮と両方について考える必要があると思います。

「地域移行」という言葉が先行し、それを進めていく上で中々進んでいけない地域もあります。

改革しなければならない、早く移行しなければならない、早くカタチを作らなければならない、学校部活動をコピーする等々。

この改革の本質、本来の目的を再考することで必然とできることが見えてくるものがあります。

学校部活動の地域移行を契機として

「子どもから高齢者まで障がいの有無に関係ないインクルーシブで持続可能で多様なスポーツ環境を創る」ことだと思っています。

部活動から脱却し、もっとシンプルに取り組める表現があればと考えています。